

ユニット型介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム ハピネス昭和の森 運営規程

(趣 旨)

- 第 1 条 この規程は、社会福祉法人ファミリーが経営する施設の管理運営について、老人福祉法、介護保険法その他の法令に定めるものの他、この規程に定めるところによる。
- 2 特別養護老人ホームハピネス昭和の森（以下「施設」という）は老人福祉法、介護保険法規定に基づき、又、「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」、「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」、及び「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」の遵守を通じて、65才以上の者で身体上又は精神上に著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な老人が入居して、疾患のある者はその病苦を和らげ、機能的回復の措置をはかり、もっと快適でしかも安楽な余生を維持するため、入居者の処遇に万全を期するものとする。

(施設の目的)

- 第 2 条 要介護状態にある者（以下『入居者』という）に対し、適正なユニット型介護老人福祉施設のサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 3 条 入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営めるよう支援する。
- 2 地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- 3 施設は毎年度、事業の重点目標、利用計画、事業の運営に関する計画を定めた事業計画書を作成するものとする。

(名称及び所在地)

- 第 4 条 施設の名称及び所在地は次の通りとする。
- (1) 名 称 特別養護老人ホーム ハピネス昭和の森
- (2) 所在地 東京都昭島市代官山一丁目2番1号

(従業者の職種、員数)

- 第 5 条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。
- 2 施設は、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等 に示された所定の職員を満たした上で、下記のように配置するものとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

(1) 施設長 1人(常勤・兼務)

施設長は、施設の職員及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 職員体制

職 種	資 格	配置人数
管 理 者	—	1 名
医 師	医師資格	0. 1 名以上
生 活 相 談 員	社会福祉主事・社会福祉士 介護支援専門員・介護福祉士	2 名以上
介 護 職 員	ホームヘルパー1・2 級 介護職員初任者研修 介護職員実務者研修 介護福祉士・その他	4 3 名以上
看 護 職 員	看護師・准看護師	4 名以上
機 能 訓 練 指 導 員	P T ・ O T ・ S T ・ 看護師 准看護師・あん摩マッサージ師	1 名以上
介 護 支 援 専 門 員	介護支援専門員	2 名以上
管 理 栄 養 士	管理栄養士	1 名
事務員	—	3 名以上

※上記に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(3) 職員の勤務時間

職 名	勤務形態	勤務時間	職 名	勤務形態	勤務時間
管 理 者	日 勤	9:00～18:00	介 護 職 員	早 番	7:00～16:00
医 師	非 常 勤	13:00～15:00		日 勤	9:00～18:00
生 活 相 談 員	日 勤	8:45～17:45		遅 番	11:00～20:00
看 護 職 員	日 勤	8:45～17:45		夜 勤	17:00～9:15
	夜 間 オンコール	17:45～8:45	介 護 支 援 専 門 員	日 勤	8:45～17:45
機 能 訓 練 指 導 員	日 勤	8:45～17:45	事 務 員	日 勤	9:00～18:00
管 理 栄 養 士	日 勤	8:45～17:45			

※勤務時間は個別の雇用契約により変更することがある。

※上記職員は、短期入所生活介護（介護予防含む）の人員を含む。

(従業者の職務内容)

第 6 条 従業者の職務内容は次のとおりとする。

職 名	職 務 内 容
施 設 長	施設の業務を統括し、施設に勤務する職員の指導監督及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、運営基準及び運営規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う。
医 師	医師は嘱託医として入居者の健康状態を常に把握し、健康保持のための健康管理、診療、保健衛生指導及び適切な措置を講じる。
生 活 相 談 員	生活相談員は入退所手続きを行う。また、施設サービス計画に基づき、入居者その家族に対し、常に入居者の心身の状況を把握し、生活相談・援助業務を行う。
看 護 職 員	看護職員は施設サービスの提供に当たるとともに、入居者の健康状態を常に把握し、医師の指示により、診療の補助・保健衛生管理及び看護業務を行う。
機 能 訓 練 指 導 員	機能訓練指導員は施設サービスの提供に当たるとともに、入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその低下を防止するための訓練とリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
栄 養 士	管理栄養士は、入居者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行い、入居者の栄養並びに身体の状態及び嗜好を考慮し、入居者個々の自立支援に配慮する。
介 護 職 員	入居者の日常生活全般にわたる介護業務及び相談業務を行う。
介 護 支 援 専 門 員	介護支援専門員は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、入居者が選択できるよう、サービスの種類、内容等の施設サービス計画を作成するとともに、そのサービスが確実に提供されるよう、各職員との連絡調整を行う。また、要介護認定更新の手続き、入居者やその家族の苦情や相談業務等を行う。
事 務 員	事務職員は入居者に対し、請求・領収に関する業務を行うとともに事業運営に必要な庶務・会計事務及び営繕業務に当たる。

(勤務体制の確保)

第 7 条 適切なサービスが提供できるよう、勤務の体制を定める。

- (1) 日中については、ユニットごとに常時 1 人以上の介護又は看護職員を配置する。
 - (2) 夜間及び深夜については、2 ユニットごとに 1 人以上の介護又は看護職員を配置する。
- 2 職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

(入所定員)

第 8 条 ユニット型介護老人福祉施設の入居定員は、次の通りとする。

- (1) 施設定員は 120 名（全 12 ユニット、1 ユニット定員 10 名）とし、1 室 1 名で全室個室とする。
- 2 短期入所生活介護事業所及び介護予防生活介護事業所の利用定員は併設型 20 名（全 2 ユニット）とする。

ニット、1ユニット定員10名)、空床利用型6名とする。

- 3 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させることはない

(入退居)

- 第9条 心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対して、サービスを提供する。
- 2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。
 - 3 入居申込に際して、入居者の心身の状況、生活暦・病歴等の把握に努める。
 - 4 居宅での日常生活が可能と認められる入所者に対して、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘定し、円滑な退所のための援助を行う。
 - 5 入所者の退所に際しては、主治医や居宅介護支援事業者等に対する情報提供や、保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(施設サービス計画と開示)

第10条 施設サービス計画の作成

- 2 介護支援専門員が施設サービス計画の作成に関する業務を担当する。
- 3 施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題の把握に努める。
- 4 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の原案について専門的見地から意見を求める。
- 5 施設サービス計画の内容について、入居者又は家族に説明し同意を得、交付する。
- 6 施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。また、実施状況の把握に当たっては、定期的に入居者に面接し確認し、その状況を記録することとする。
- 7 上記に基づくサービス提供記録は、希望に応じて9時から17時の間に、施設内にて閲覧できるものとする。

(介護)

- 第11条 入居者個々が自律的な日常生活を営めるよう、適切な技術を持って、人格に配慮した必要なサービスを行うと同時に、入居者が心身の清潔を保持し、相互に社会的関係を築くことができる快適な生活支援を行う。特に自立している活動機能に低下が生じないよう、入居者個々の残存機能の維持向上と心身のケアを図る、適切な介護を行う。
- 2 ユニット個浴や特殊浴槽で、入居者の意向によりその都度、事前の健康管理と適切な方法により入居者を入浴させる。また、入浴できない場合は清拭を行う。
 - 3 心身の状況に応じて適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
 - 4 おむつを使用せざるを得ない入居者について、個々の排泄状況を踏まえて、その心身及び活動状況に適した使用を行う。
 - 5 離床、着替え、整容等の介護を入居者の心身の状況・1日の生活リズムに応じて、適切に行う。

(食 事)

第 1 2 条 食事の提供は栄養と入居者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、その入居者の心身の状況と希望等を配慮して適切な時間に行う。

(入 浴)

第 1 3 条 1 週間に 2 回以上、入浴を行う。但し、利用者に傷病があったり伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴が適当でないと判断する場合には、清拭とする。

(排 泄)

第 1 4 条 利用者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、又は排泄の自立について、必要な援助を行うものとする。

(相談及び援助)

第 1 5 条 入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行い、入居者の生活改善を図る。

(機能訓練)

第 1 6 条 入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善、又はその低下を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第 1 7 条 施設の嘱託医及び看護職員は、常に入居者の健康状態に留意し、疾病の早期発見や予防等、健康保持のための適切な措置を講じる。

2 老人保健法による健康手帳を所有している者については、健康手帳に必要事項及び特記事項を記載する。

(社会生活上の便宜の供与等)

第 1 8 条 入居者の嗜好に応じた活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行う活動を支援する。

2 施設が実施する行事への参加呼びかけ等を積極的に行い、入居者と家族や地域との交流が盛んになるよう努める。

3 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者またはその家族が行うことが困難である場合は、同意を得てそれを代行する。

4 入居者の生活が施設内で完結するのではなく、多様な外出機会が確保されるよう配慮する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第19条 サービス利用に当たって以下の内容に留意することとする。

事 項	内 容
訪 問	家族の訪問時間は午前8時から午後8時までとする。来訪時、訪問票へ必要事項をご記入する。(上記以外の時間は応相談)
訪 問 者 の 宿 泊	訪問者が宿泊する場合は、事前申し込みが必要とする。
外 出 ・ 外 泊	外出・外泊時は、必要事項を外出・外泊届へ記入する。
飲 酒	酒類に関しては事前に相談の上、持込ことができる。ただし他の入居者へ迷惑をかけず、健康を害さない程度とする。また健康管理上、主治医等からの指示により飲酒の制限をかける場合がある。
喫 煙	災害予防のため居室等での喫煙禁止する。また喫煙は所定の場所で行うこととする。煙草およびライターは、職員で管理する場合がある。
金銭・貴重品の管理	緊急時対応や申請作業に伴い、健康保険被保険者証・老人医療受給者証・介護保険被保険者証・年金証書等の貴重品は施設で管理する。金銭は、原則施設では預からない。
所持品の持ち込み	自宅で使用していた家具等の持ち込みはできる。
食べ物 の 持ち 込み	管理や健康上、応相談とする。
設 備 ・ 器 具 の 利 用	設備・器具は本来の用法に従って自由に使用できることとする。但し、故意又は重大な過失により、滅失、破損、汚損等があった場合は、協議の上、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を受けることとする。
身 体 拘 束	原則行わない。但し、緊急やむを得ない場合は、同意の上行うことがある。
宗 教 ・ 政 治 活 動	他入居者、職員に対する宗教活動、政治活動は行わない事とする。
感染症等の発生、流行時の面会	施設内での蔓延を防止するため、場合によっては面会等を制限することがある。
居 室 に つ い て	居室は選択できない。
男性介護職員の有無	有
禁 止 行 為	けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害する事。 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを持ち出すこと。
そ の 他	契約書及び重要事項説明書の内容に反しない。

(利用料その他の費用の額)

第20条 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、入居者又は家族に対し説明を行い同意の上、利用料の一部として、施設サービス費用基準額から、当該施設に支払われる、施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。

2 その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その内容及び、費用について、あらかじめ、入居者又は、家族に対し説明をおこない、同意を得、支払いを受ける。

(別表「特別養護老人ホームハピネス昭和の森 利用料金表」参照)

(入院期間中の取り扱い)

第21条 病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、3ヶ月以内に退院することが見込まれるときは、その者及びその家族の希望を考慮し、必要に応じて適切な便宜を供与する。

2 やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び入居することが出来るようにする。

3 病院又は診療所に入院または自宅等に外泊した場合、7日目以降は入居者は利用者負担限度額に関係なく、一日あたり居住費基準額2,560円/日のご負担いただきます。ただし、月をまたがる場合は、連続した12日間までは利用者負担限度額に応じた金額にて算定する。また入居者及び家族の同意を得て、居室を空床利用型の短期入所生活介護の一時利用を使用させていただく場合は、空床利用型の短期入所生活介護の利用に供した場合の居住費の料金2,560円/日は、その利用日数分の支払いを受けない。

(衛生管理等)

第22条 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

(1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(2) 定期的に対策委員会を開催し、その結果を職員に周知の徹底を図る。

(病院等)

第23条 入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ、協力病院及び協力歯科医療機関を定める。

(秘密保持等)

第24条 職員は正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

3 入居者及び家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得る。

(苦情に対する対応)

第25条 サービス提供に関して発生した苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付担当者を置く。

2 苦情を受け付けた場合、改善策を検討するとともに、その内容等を記録する。

3 場合により、関係機関等に報告し、指導又は助言を得た場合はそれに従い、必要な措置改善を行う。

(緊急時等における対応方法)

第26条 施設は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために介護事故防止に関する指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 介護事故に対する安全管理体制の確保を明確にする。
- 3 サービス提供中に事故が発生した場合は、各関係機関・ご家族等に連絡するとともに、受診等、必要な措置を講じる。
- 4 サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、速やかに、嘱託医、救急隊、ご家族等へ連絡をする。
- 5 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 6 入居者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第27条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的
に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(身体拘束に対する対応)

第28条 入居者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行わない。

- 2 身体的拘束を行う場合は、あらかじめ入居者及びその家族に対して、身体拘束の内容・目的・理由・時間・時間帯・期間等をできる限り詳細に文書により説明し、十分な理解を得るものとする。
- 3 身体拘束した場合は、常に入居者、家族とともに解除できる方法を協議し、入居者の心身の状況並びに緊急やむない理由と経過を記録する。

(褥瘡対策等)

第29条 良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

(記録の整備)

第30条 入居者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保管する。

(非常災害対策)

第31条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (2) 非常災害設備には常に有効に保持するよう努める。
- (3) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たる。
- (4) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・・・・・・・年2回以上
 - ② 入居者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・年2回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・随時
- (5) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第32条 入居にあたっては、あらかじめ、入居申込者及びその家族に対し、運営規程、重要事項説明書、契約書を交付して説明を行い、入居申込者との合意の上、契約書を締結するものとする。

(看取り介護)

第33条 施設は、看取りに関する指針を定め、入居の際に、入居者、家族等に指針の内容を説明し、同意を得るものとする。

2 指針に基づき、看取りに関する職員研修を行うものとする。

(葬儀等)

第34条 死亡した入居者に葬儀を行う方がいない時及び遺留金品がある場合は、施設長は、老人福祉法第11条2項の規定を準用し、関係区市町村と協議して葬儀及び所要の引渡し等を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第44条 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善に努める。

2 この規程に定めるものの他の扱いは理事長と施設長との協議に基づき決定する。

(附則) この規程は 2015年 4月 1日から施行する。

2015年 8月 1日 (一部変更)

2017年 4月 1日 (一部変更)

2018年 4月 1日 (一部変更)

2018年 8月 1日 (一部変更)

2019年10月 1日 (一部変更)

2021年 4月 1日 (一部変更)

2021年 8月 1日 (一部変更)

2022年10月 1日 (一部変更)

2023年 8月 1日 (一部変更)

2024年 3月 1日 (一部変更)

2024年 4月 1日 (一部変更)

2024年 8月 1日 (一部変更)

2025年 5月 1日 (一部変更)

2026年 6月 1日 (一部変更)

2026年 8月 1日 (一部変更)

別表「特別養護老人ホームハピネス昭和の森 利用料金表」

(1) ユニット型介護老人福祉施設サービス費

	単 位 数	地域区分 (4級地)	介護報酬基準額	介護保険適用時の 一日当り自己負担額		
				1割	2割	3割
要介護度1	670単位	10.54円	7,061円	707円	1,413円	2,119円
要介護度2	740単位		7,799円	780円	1,560円	2,340円
要介護度3	815単位		8,590円	859円	1,718円	2,577円
要介護度4	886単位		9,338円	934円	1,868円	2,802円
要介護度5	955単位		10,065円	1,007円	2,013円	3,020円

(2) 加算（個別の実施状況及び施設の体制に応じて下記のとおり加算されます。）

加算項目		自己負担額（円／日）		
		1割	2割	3割
日常生活継続支援加算		49	97	146
看護体制加算	(Ⅰ)口	5	9	13
	(Ⅱ)口	9	17	26
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口		19	38	57
初期加算		32	64	95
個別機能訓練加算	(Ⅰ)	13	26	38
	(Ⅱ)	21/月	42/月	63/月
若年性認知症入所者受入加算		127	253	380
精神科医定期的療養指導加算		6	11	16
外泊時費用		260	519	778
退所前後訪問相談援助加算		485/回	970/回	1,455/回
退所時相談援助加算		422/回	844/回	1,265/回
退所前連携加算		527/回	1,054/回	1,581/回
障害者生活支援体制加算		28	55	83
看取り介護加算	死亡日以前31日～45日	76	152	228
	死亡日以前4日～30日	152	304	456
	死亡日の前日・前々日	717	1,434	2,151
	死亡日	1,350	2,699	4,048
在宅復帰支援機能加算		11	21	32
在宅・入所相互利用加算		43/回	85/回	127/回
認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	4	7	10
	(Ⅱ)	5	9	13
サービス提供体制 強化加算	(Ⅰ)	24	47	70
	(Ⅱ)	19	38	57
	(Ⅲ)	7	13	19
栄養マネジメント強化加算		12	23	35
経口移行加算		30	59	89
経口維持加算(Ⅰ)		422/月	844/月	1,265/月
経口維持加算(Ⅱ)		106/月	211/月	317/月
口腔衛生管理加算	(Ⅰ)	95/月	190/月	285/月
	(Ⅱ)	116/月	232/月	348/月
療養食加算		7/回	13/回	19/回
認知症行動・心理症状緊急対応加算		211	422	633
ADL維持加算	(Ⅰ)	32/月	64/月	95/月
	(Ⅱ)	64/月	127/月	190/月
褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ)	4/月	7/月	10/月
	(Ⅱ)	14/月	28/月	42/月

排せつ支援加算	(Ⅰ)	11/月	21/月	32/月
	(Ⅱ)	16/月	32/月	48/月
	(Ⅲ)	21/月	42/月	63/月
自立支援促進加算		296/月	591/月	886/月
科学的介護促進体制加算	(Ⅰ)	43/月	85/月	127 月
	(Ⅱ)	53/月	106/月	159/月
安全対策体制加算		21/回	42/回	63/回
特別通院送迎加算		626/月	1,252/月	1,878/月
協力医療機関連携加算		106 または 6/月	211 または 11/月	317 または 16/月
退所時情報提供加算		264/回	527/回	791/回
個別機能訓練加算 (Ⅲ)		21/月	42/月	63/月
生産性向上推進体制加算	(Ⅰ)	106/月	211/月	317/月
	(Ⅱ)	11/月	21/月	32/月
新興感染症等施設療養費		253 円	506 円	759 円
退所時栄養情報連携加算		74 円/回	148 円/回	222 円/回
再入所時栄養連携加算		211 円/回	422 円/回	633 円/回
配置医師緊急時対応加算	配置医師の通常の勤務時間外の場合（早朝夜間および深夜を除く）	343 円/回	685 円/回	1,028 円/回
	早朝夜間の場合	686 円/回	1,371 円/回	2,056 円/回
	深夜の場合	1,371 円/回	2,741 円/回	4,111 円/回
認知症チームケア推進加算	(Ⅰ)	159 円/月	317 円/月	475 円/月
	(Ⅱ)	127 円/月	253 円/月	380 円/月
高齢者施設等感染対応向上加算	(Ⅰ)	11 円/月	21 円/月	32 円/月
	(Ⅱ)	6 円/月	11 円/月	16 円/月
介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ) イ	ユニット型介護老人福祉サービス費及び加算合計の 16.3%		
	(Ⅰ) ロ	ユニット型介護老人福祉サービス費及び加算合計の 17.6%		
	(Ⅱ) イ	ユニット型介護老人福祉サービス費及び加算合計の 15.9%		
	(Ⅱ) ロ	ユニット型介護老人福祉サービス費及び加算合計の 17.2%		
	(Ⅲ)	ユニット型介護老人福祉サービス費及び加算合計の 13.6%		
	(Ⅳ)	ユニット型介護老人福祉サービス費及び加算合計の 11.3%		

※今後、新たに個別のサービス開始による加算が発生する場合は、その都度個別説明を行う。
 ※介護保険制度に基づき料金を算定しているため、介護報酬改定により変更する場合がある。

(3) 居住費・食費

入居者負担段階	入居者負担額（1日あたり）	
	居 住 費	食 費
基準額（第4段階）	ユニット型個室	2,560 円
（第3段階②）		1,740 円
（第3段階①）		1,470 円
（第2段階）		1,370 円
（第1段階）		880 円
		680 円
		880 円
		390 円
		300 円

※入居者負担段階の決定は、居住地の市区町村で行う。

(4) その他のサービス料

	料 金	備 考
往診・受診に係る医療費	実 費	往診の際の費用、または体調変化等で病院等を受診される場合の費用
薬 代	実 費	回診・受診等により薬の処方を受ける場合
嗜好等に係る交通費	ガソリン料金に準じる	施設車両を使用される場合
特別利用料	実 費	行楽地等の入場用、施設内カフェ、施設内ショップ等を利用された際の料金
理 美 容 費	実 費	理髪、美容のサービス利用料
マ ッ サ ー ジ 代	実 費	希望によるマッサージのサービス利用料
ク ラ ブ 費	実 費	入居者による希望参加型のレクリエーションやクラブ活動参加時の材料費、先生への謝礼等（生け花や、折り紙等の材料費）
日 常 生 活 費	実 費	ご入居者・ご家族の自由な選択に基づき希望を確認した上で、居室内で使用する個人の物品等（ティッシュ、歯ブラシ、家具・電化製品等）
個 別 物 品 費	実 費	ご入居者、そのご家族が購入を希望され、個別に購入する物品。（個別対応の車椅子や、介護靴等）
ク リ ー ニ ン グ 代	実 費	施設で洗濯できないドライクリーニング品等の洗濯費
特 別 な 食 事 代	実 費	ご入居者が特別に希望した食事費用（外食や出前等）
私 物 処 分 費	実 費	退居時のお引取りができない場合等